

2008年（平成20年）7月17日

社団法人日本旅行業協会

会 長 金 井 耿 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 清 水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201 FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

（本件に関する連絡先）

間瀬・鈴木法律事務所 弁護士鈴木尉久

TEL:078-351-1669 FAX:078-351-1667

ご 連 絡

- 1 当NPO法人は、株式会社ジャルツアーズからの平成20年6月23日付けの回答を受けて、同社に対して、別紙「再度の申入書」のとおり通知しました。
- 2 つきましては、当NPO法人からの平成20年5月28日付け申入書に対して、貴協会からご回答いただくにあたっては、当NPO法人と株式会社ジャルツアーズとの間での上記のやりとりをご参照の上、次の各点について貴協会のご見解を明瞭に開示していただくようお願いしま

す。

記

- ① 株式会社ジャルツアーズにおいて、同社との間で募集型企画旅行契約を締結した旅行者が、その旅行代金の支払を「JAL利用クーポン」により行った後、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・第16条第1項所定の解除権を行使した場合に、同社ホームページ上に掲載された、JAL利用クーポンは「決済後の取り消し、コース及び日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払い戻しできません。」との利用条件により、上記標準旅行業約款別表第一に定める取消料を超過する額面の「JAL利用クーポン」を旅行者に返還しないとの取扱いをしていることは、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・第16条第1項に抵触違反するものか否か。また、上記取扱いは、「e-TBT マーク」使用規約第8条各号に抵触違反するものか否か。
 - ② 貴協会において、株式会社ジャルツアーズによる「e-TBT マーク」使用につき、停止措置をとる予定であるか否か。
 - ③ 株式会社ジャルツアーズと同種のクーポンを没収する旨の約款を用いている、他の旅行業者の開設するホームページに対し、「e-TBT」マークの使用を承認しているか。使用承認している場合、当該他の旅行業者による「e-TBT マーク」使用につき、停止措置をとる予定であるか否か。
- 3 なお、当NPO法人は、貴協会に対し、平成20年5月29日に到達した申入書により、株式会社ジャルツアーズのホームページに対して貴協会が付与した「e-TBT マーク」について、使用停止の措置をとるよう申し入れ、申入書到着後1ヵ月以内に文書にてご回答くださるよう、お願いしておりましたが、現在まで貴協会からは回答書をいた

だいております。

貴協会のご見解及び対応策について、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答願います。なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等についても、すべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上